

# 一般社団法人マグネシウム循環社会推進協議会 会則

2019年7月12日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人マグネシウム循環社会推進協議会（略称：Mg・Soleil Project）とし、協議会と開発委員会（一般社団法人マグネシウム循環社会推進協議会の理事会で承認を受けたメンバーで構成）とする。

(本拠地)

第2条 本会は、主たる事務所を宮城県仙台市青葉区片平2丁目1-1に置く。

## 第2章 目的

(目的)

第3条 本会は、日本発のマグネシウム循環社会構想を実現するために、必要な技術や製品の開発及び各種システムの開発支援を行うと共に、社会への働きかけ等々の活動を促進する。

## 第3章 事業

(事業内容)

第4条 本会は、下記の事業を行う。

- (1) 技術、製品、システム等々の開発支援。
- (2) 循環型社会実現の為に広報活動。
- (3) セミナーの開催。

(事業年度)

第5条 事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までをもって1事業年度とする。

## 第4章 会員

(入会)

第6条 本会への入会を希望する者は、理事会の承認後、入会手続きを行うことにより本会に入会することができるものとする。

- 2 会員は、入会と同時にその代表者（以下「会員代表者」という。）1名を事務局に届け出るものとする。
- 3 会員代表者に変更があったときは、その都度新たな会員代表者を事務局に届け出るものとする。

(会費)

第7条 会員は、会費を負担する義務を負う。

- 2 会費は、1事業年度かつ会員1社につき15,000円(消費税別)とし、事業年度の途中から参加の場合も同額とする。

また、開発委員会加入及び年会費は、次の金額とし個別に理事会にて決定する。

法人	200,000円(消費税別)
市町村団体等	100,000円(消費税別)
個人	20,000円(消費税別)

- 3 会費は、本会の運営および会議開催のため前項の金額を徴収し、施設費、資料作成、理事会認めた交通費等に充当することとする。

(退会)

第8条 会員は、幹事会の定める手続を完了させることにより、いつでも退会することができる。

- 2 前項の規定により会員が会員資格を喪失した場合でも、当該年度に係る未納の会費は納付しなければならず、既納の会費は返還されないものとする。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、第17条に定めた方法をもって、これを除名することができる。

- (1) 本会則その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に総会の一週間前までに通知するとともに、総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合の他、会員は、次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 第7条第1項に定める会費の負担義務を履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が破産又は解散したとき。

- 2 前条又は前項の規定により会員が会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還されないものとする。

## 第5章 総会

### (構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成し、開発委員会を持って運営する。

### (権限)

第12条 総会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 会長、事務局長及び事務局の選任又は解任
- (3) 会則の変更
- (4) 解散
- (6) 収支報告書及び収支予算書の承認
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの会則で定められた事項

### (開催)

第13条 総会は、原則、年度末に開催する。但し、会員若しくは幹事会の発案により、臨時に開催できる。

### (議長)

第14条 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

### (議決権)

第15条 総会における議決権は、会員1社につき各1個とする。

### (書面等による議決権の行使)

第16条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法により議決し又は議決権の行使を委任することができる。

2 前項の規定により議決権を行使した会員は、総会に出席したものとみなす。

### (決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

## 第6章 幹事会

### (構成)

第18条 本会を運営するために、一般社団法人マグネシウム循環社会推進協議会の理事会で承認を受け、会長1名、事務局長1名及び事務局による幹事会をおく。

### (権限)

第19条 幹事会は、次に掲げる事項について決議又は実施する。

- (1) 新会員の審査、入会決定。及びその事務手続き。
- (2) 委員会の設置及び廃止。
- (3) 会計実務及び収支報告書、収支予算書の作成と総会への報告。

(4) 各種事業の推進。

## 第7章 委員会

(委員会)

第20条 本会は、事業を推進するために、会員による各種委員会を設置する。

以上